臨港地区68ha追加へ

木更津港 計画変更を了承

木更津市都計審

第103回木更津市都市計画審議会（会長・北野幸樹日本大学教授）が20日、市役所新庁舎で開かれた。木更津都市計画臨港地区の変更について諮問し、了承された。木更津港の江川、吾妻、木更津南部3地区を臨港地区に指定しようとするもので、68haを追加する計画。30年4月の県都市計画審議会を経て、同9月下旬の都市計画決定を予定している。

議事では、木更津都市計画臨港地区の変更（県決定）を諮問したほか、木更津市都市計画審議会（金田西地区）の変更、木更津市都市計画火葬場の変更、木更津都市計画道路の変更、市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の変更、木更津都市計画公園の変更を審議。また、木更津都市計画臨港地区の変更（築地地区、吾妻地区）の変更、木更津都市計画港湾施設の変更（木更津港）の変更を審議した。

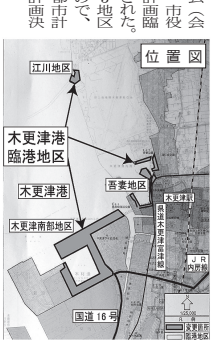

計画区域は、木更津港臨港地区の変更（築地地区、吾妻地区）、木更津南部地区（江川地区）の変更、木更津港（木更津港）の変更。

港湾施設などが集積した地区の活動の進展と港湾の良好な土地利用を誘導していくために臨港地区に指定する計画だ。

県は臨港地区について、商業地区、工業地区、修景厚生港区、漁港地区の4分類区設定、県臨港地区構築物規制条例で、各分区にあわない構築物の建設や用途変更を禁止している。また、臨港地区内で一定規模以上（床面積合計が2500㎡以上、または敷地面積が5000㎡以上）の工場や事業場を新設・増設する場合、届出が必要となる。

木更津港臨港地区を拡大する計画。追加する面積の内訳は、木更津南部地区が約59ha、吾妻地区が約7ha、江川地区が約2ha。変更後の分区内訳は、商業区55ha、工業区57ha、修景厚生港区17ha、漁港区5ha、無分区8haとなる見通しだ。

審議会の冒頭、渡辺芳邦市長は「港町として発展してきた本市にとって、木更津港は欠くことのできない地域資源、内港活用について報告があった。

木更津都市計画臨港地区の変更の対象地区は、木更津南部、吾妻、江川の3地区。木更津港湾計画に位置付けられた公共の公園や工業用地、臨港道路などが集積した地区。港湾